

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「障がい者への人権侵害」についてお伝えします。



障がい者に対する差別は昔から存在し、今でも根強く残っています。実際に、電車内など様々な場所で障がい者に対する差別がおこなわれたということをよく耳にします。

そこで今回は障がい者への人権侵害についての事例や差別との向き合い方などを紹介します。

○障がい者への差別の事例

最初に、障がい者への差別の事例を紹介します。調査によると差別を受けた場所で最も多かったのは「職場」で、その次が「公共交通機関」です。

ではこれらの場所でのどのような差別があったのかというと、職場では「仕事の効率が悪い」「仕事の覚えが悪い」などとして、一方的に減給された、職場で障がいを理由にした嫌がらせを受け、上司に相談をしたが解決に至らず、自主退職に追い込まれたなどの事例があります。

公共交通機関では、一人でバスに乗ろうとすると対応ができないからと言われ乗車拒否をされた、優先席に座っていると乗客から暴言を吐かれたなどの事例があります。

この他にもインターネット上や施設利用時など様々な場所で差別が起きています。

○複雑化する原因

残念ながら現代においても多くの差別がいまだに残っています。その中でも障がい者への差別は問題が複雑化しやすい傾向にあります。その原因として、障がい者が困ったときや悩んでいるときに相談する環境が整っていないことが挙げられます。

障がい者差別総合研究所が障がい者に対して、差別や偏見を受けた際に相談した場所についての調査をおこなったところ、47%の人が「相談していない」と回答しました。相談した人でも「家族や友人」が30%、「専門機関」が23%となっており、専門機関を知らない人や相談しづらい人が多いことが分かります。

○障がい者差別解消法

ここからは障がい者差別解消法について紹介します。正式な法律名は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、2016年に施行された比較的新しい法律です。

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的として作られました。

また、障がいを理由とする差別を解消するための措置として、障がい者に対して正当な理由なくサービスや場所の利用を制限したり、権利や利益を侵害することを禁止した「不当な差別的取り扱いの禁止」と、障がいのある人と障がいのない人の平等な機会を確保し、社会的障壁をなくすためにおこなわれる個別の対応や支援を提供する「合理的配慮の提供」の2つを定めました。

このような障がい者差別解消法ですが、まだまだ課題も残っています。それは、この法律が社会に浸透していないことです。障がい者差別総合研究所の調査によると、障がい者差別解消法の施行以降、差別や偏見は改善したかという質問に対して89%の人が改善していないと答えました。この課題を解決するには国をあげた取り組みが必要です。

○まとめ

今回は障がい者への差別についての事例や法律などを紹介しました。障がい者差別の実態を知り、誰もが暮らしやすいと思える社会の実現をみんなで目指しましょう。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係